

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第四節 私鉄総連の争議

賃金闘争

(一)要求提出まで この闘いは「二九・一賃金斗争」と名づけられて、日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)により一九五三年九月から準備に着手された。五三年九月七日、八日私鉄総連第二回中央委員会(北海道)が開かれ、賃金斗争の一般対策が決定された。「闘争形態は私鉄総連統一斗争として、要求論拠はマーケット・バスケット方式による個別賃金に基いて行う」とこととされ、この準備のため中央委員会で、「わたくしの意見」と呼ばれる賃金調査要綱を作成し、全組合員の与論調査を行うことになった。

一九五四年一月二五日から三日間行われた第五回中央委員会で、激しい討論の末に次のような賃金闘争方針が決定され、その線にそって二月一〇日全国一斉に要求が出されることになった。

(賃金闘争方針)

A 賃上げをめぐる情勢

(前略)この情勢の中で一二万私鉄労働者の統一と納得の上に立って闘われる二九年一月以降賃金の値上げ要求は、従来のようなベース・アップ闘争に終ってはならない。名目賃金の上昇ではなく実質賃金の向上を、ひとからげの源資のワクで、職階配分を拡大するのではなく、一人一人の値上げを勝ちとることを、しかもその見返りに一人の首切りも一片の労働強化も許さぬという闘争を仕組まねばならない。

この闘いは幹部請負を克服して職場を基点とし、家族をふくむ大衆抵抗を組織し、年末闘争での産業別共闘を発展させ、運賃値上反対、税金減免の闘いをつうじ、地域での国民各層との共闘をかため、MSA軍事予算と対決する総評を中心とした春季闘争の基幹として、組織をあげて闘わねばならない。

B 基本方針

- 一、要求は個別賃金方式による。
- 二、総連の統一闘争とするが、交渉はすべて単組を主体とする地方交渉方式をとる。
- 三、争議の決め手は、全国一斉のストライキとするが、その過程では画一主義を斥し、実情に即した弾力性ある戦術でゆく。
- 四、この闘争に関連しておこる全ての企業合理化にはさいごまで闘う。
- 五、この闘争をつうじ、私鉄バス企業の直面している諸問題の具体的解決を計るとともに、組織の強化を促進する。
- 六、この闘争を併行して、中央、地方を問わず労農市民をも含めた強固な共闘を組織する。

C 具体方針(省略)

要求については、

- 一、要求は「一律＋アルファ」の形式に基く個別賃金とする。
- 二、一律の金額は二、〇〇〇円(税込)とし、これを統一闘争の環とする。
- 三、アルファの金額については平均源資二、〇〇〇円(税込)を基準とする。

四、アルファは、一律によって充されない要求と、現行賃金体系の不備是正に重点をおき、年令給、勤続給、家族給、基準賃金比例などの増額を中心として、各単組の賃金体系に応じて個別賃金が明示されるよう決定する。

またこの要求案については、次のように説明されている(私鉄新聞五四年一月三〇日付)。

一、要求の狙いは個別賃金引上げ(要求と配分は同一であるという考えにたち、要求の時各人の値上額が明示されていること)による実質賃金の向上と職階制賃金打破および最低賃金制確立のための最低賃金の漸進的な積上げにある。

二、一律＋アルファによる個別賃金の増額は、二九・一賃金に対して、全私鉄労働者が意志統一して闘える要求形式である。

三、一律二、〇〇〇円(税込み)は、統一闘争のための統一要求の最低条件として大衆討議の中から結論づけた。

四、統一要求と画一要求が混同されがちな従来の欠陥を克服し、アルファを加えることにした。

五、アルファの金額については、平均源資二、〇〇〇(税込み)を基準として、一律増額で充されない要求、現行賃金体系の不備(中たるみ等)、諸手当額の改善などに充当補填する。

六、アルファは賃金水準、体系、労働慣行などによって画一的に規制できないが、年令給、勤続給、家族給、基準賃金比例などの増額を中心として、各単組が具体的に策定する。

七、この場合、可能なかぎり地連、ブロックでアルファの調整をはかり、統一闘争をより強化することにつとめる。

八、二九・一賃金要求における最低賃金の額は、現行最低給一二、〇〇〇(税込み)を下回ってはならない。

九、一律二、〇〇〇円(税込)は各人の本人給に一律に加算することとする。

要求は二月一〇日、全国一斉に提出された。九七組合(北海道六、東北一〇、関東二四、中部一一、北陸四、関西二三、中国九、四国四、九州六)であった。しかし各経営者とも拒否の態度で交渉は進展しなかった。

三月九日、東京で私鉄総連第一四回臨時大会が開かれ、今後の闘争の強化と、闘争方式についての討論、決議がなされた。決定された賃金闘争具体化の方針は大体次の通りである。一、本大会でスト宣言を発す。二、大会以後の交渉は次の方式により、実力行使を背景とする強力な交渉を行う。一、大手一三組合については東京において私鉄経営者協議会を相手に中央交渉を行う。その他の組合は、従来の方針により、総連、地連の指導統制下に地方交渉を積極的に行う。三、四月中旬に闘争のキメ手としてストライキを決行することとする。

また本大会で、統一闘争参加代議員三一六対五でスト権が確立され、ストライキ宣言が発せられた。

(ストライキ宣言)

全国十二万のわが私鉄バス労働者は日毎につのる生活の窮乏を打開するため一月

以降賃金引上げを要求したが、各相手会社はいずれも要求を拒否したばかりでなく、その多くは言を左右にして交渉そのものを拒みつつ今日に至った。

この私鉄、バス経営者の態度こそはMSA受入れ再軍備を企図する政府の二十九年度予算とその弾圧政策に便乗して、賃金釘付けと労働組合の破壊をネライつつ同時に解決を遅延さすことによって逆に賃上げ要求を運賃値上げの口実に使わんとする策謀の現れに外ならない。

わが私鉄、バス労働者は生活と平和と自由を守るために、かかる戦時経済大衆収奪の策謀に対し、断乎粉碎することを決意した。よって、吾々は経営者側が従来態度を改めない限り、三月二十一日以降ストライキを始めとするあらゆる実力行使を以て、要求貫徹のために闘うものである、右宣言する。

一九五四年三月九日
日本私鉄労働組合総連合会
第十四回臨時大会

日本労働年鑑 第28集 1956年版
発行 1955年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
